

保発1003第8号
令和6年10月3日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

法人税法施行規則第4条の2の2第1項の厚生労働大臣の証明について

法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第4条の2の2第1項における厚生労働大臣の証明に係る事務について、別添のとおりお示しするので、都道府県知事におかれ
ては、貴管下の国民健康保険団体連合会に対する周知等、特段の配慮をお願いする。

I 概要

令和6年度税制改正により、法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下「令」という。）第5条第1項第10号ホにおいて、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が一定の者の委託を受けて行う請負業であって、一定の要件に該当しているものが収益事業の対象となる請負業から除外されることとされた。

本除外措置の適用に際しては、法人税法施行規則（以下「規則」という。）第4条の2の2第1項において、当該要件に該当していることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされており、その具体的内容が「法人税法施行規則第四条の二の二第一項に規定する厚生労働大臣の定める要件」（令和6年厚生労働省告示第183号。以下「告示」という。）において告示されている。

本通知は、これらについての様式や、法令に記載されている事柄以外の注意点を示すものである。

II 証明書発行に係る手続等の留意事項

第1 厚生労働大臣の証明の申請手続

連合会は、規則第4条の2の2第1項の厚生労働大臣の証明（以下「証明」という。）を受けようとする場合には、厚生労働省に申請を行うものとする。証明に係る事務の留意点は次のとおりである。

1 提出書類及び申請期限

証明を受けようとする連合会は、原則として証明を受けようとする日の属する事業年度の最初の日から9月30日までの間に、申請書（様式1）ほか下記の申請書類を、厚生労働省保険局国民健康保険課に提出すること。なお、添付書類については、写しを提出することで差し支えない。

<申請書類>

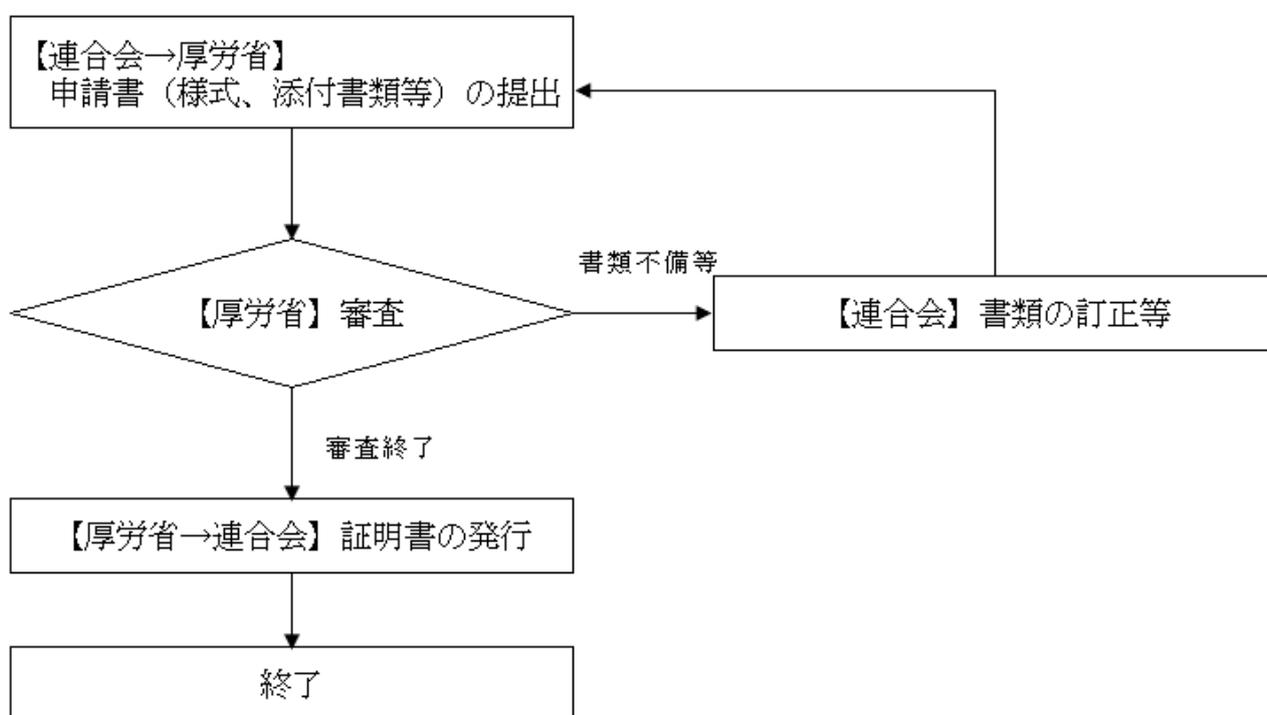
- ①申請書（様式1）
- ②事業調書（様式2）
- ③積立計画書（様式3）
- ④上記に係る添付書類
 - ・申請する事業に係る委託契約書及び業務仕様書
 - ・申請する日の属する事業年度の予算書及びその附属書類
 - ・総会の議事録

2 証明書の発行

厚生労働省は、申請書類の審査の結果、当該事業が告示に定める要件に該当していると認められる場合は、「法人税法施行規則第四条の二の二第一項の証明」（様式4。以下「証明書」という。）を当該連合会に対して交付する。なお、証明書の有効期間は、証明を受けた日の属する事業年度の開始の日から同日以後5年を経過する日までであり、有効期間の終了後も引き続き証明を受けようとする場合には、連合会は改めて申請を行う必要がある。

審査の結果、申請内容の不備等が確認された場合については、当該連合会に対して提出書類の訂正等を求めるので、当該連合会は、必要な訂正等を行った後、改めて申請書類を提出すること。

<申請フロー>



第2 事業の変更・休廃止の届出

連合会は、証明を受けた事業（以下「証明事業」という。）について、当該事業の証明書の有効期間中に、事業内容の変更等により証明書を返還すべき事由が生じた場合には、厚生労働大臣に対しその旨を届け出るとともに、証明書の返還を行うこと。本届出に係る事務の留意点は次のとおりである。

1 届出事由

連合会は、証明事業について、当該事業の証明書の有効期間中に次の事由が発生した場合に届け出ること。

<届出事由>

- ① 当該事業の委託者の変更、事業内容の変更その他告示に定める基準に係る事項の変更により、当該事業が告示に定める要件に該当しなくなったとき
- ② 当該事業を休止する場合であって、当面の間、当該事業の再開が見込まれないとき
- ③ 当該事業を廃止したとき
- ④ その他当該事業について証明を必要としなくなったとき

2 提出書類及び提出期限

連合会は、証明事業について上記1に掲げる届出事由が発生した場合、①の場合は当該届出事由が発生した日以降、それ以外の場合は当該届出事由が発生した日の属する事業年度が終了した日以降、それぞれ速やかに証明事項変更届出書（様式5）及び当該事業に係る証明書を、厚生労働省保険局国民健康保険課あてに提出すること。

第3 現況報告

連合会は、毎年度、証明事業について現況報告を行い、当該事業が告示に定める要件に該当していることについて厚生労働省の確認を受けることとする。現況報告に係る事務の留意点は次のとおりである。

1 提出書類及び報告期限

連合会は、証明書の有効期間中の各事業年度の決算の承認を受けてから9月30日までの間に、現況報告書（様式6）のほか下記の申請書類を、厚生労働省に提出すること。なお、添付書類については、写しを提出することで差し支えない。

<申請書類>

- ①現況報告書（様式6）
- ②報告事業一覧（様式6別紙）
- ③積立計画書（様式3）
- ④剰余処分計画書（様式7）
- ⑤上記に係る添付書類
 - ・現況報告を行う日の属する事業年度の予算書及びその附属書類
 - ・現況報告を行う日の属する事業年度の前事業年度の決算書及びその附属書類
 - ・総会の議事録

2 厚生労働省による確認

厚生労働省は、連合会から提出された現況報告書を審査し、各事業が告示に定める要件に該当していることを確認する。審査の結果、要件に該当しないことが確認された場合は、当該連合会に対し、改善すべき事項及び確認を要する事項（以下「改善事項等」という。）を記載した改善事項等通知書（様式8）により、期限を定めて改善状

況等の報告を求める。

報告期限は、原則として改善事項等通知書の発出日から起算して1か月とする。ただし、改善事項等の内容や当該連合会の事務処理の見込み等を勘案して、1か月以内の提出が困難と認められる場合は、最大3か月までの範囲で期限を延長するものとする。

3 改善報告

改善事項等通知書の交付を受けた連合会は、改善事項等に係る改善内容等を改善等報告書（様式9）に記載し、厚生労働省が定める期限までに報告すること。

厚生労働省は、提出された改善等報告書を審査し、当該事業が告示に定める要件に該当していることを確認する。

第4 証明の効力の取消

証明事業について、次のいずれかの事由に該当し、告示に定める要件に該当しないことが確認された場合又は告示に定める要件に該当することを確認できない場合には、当該事業に係る証明書の有効期間のうち、当該事由に該当することが確認された日の属する事業年度以降の期間の証明の効力を取り消し、取消通知書（様式10）によりその旨を通知する。

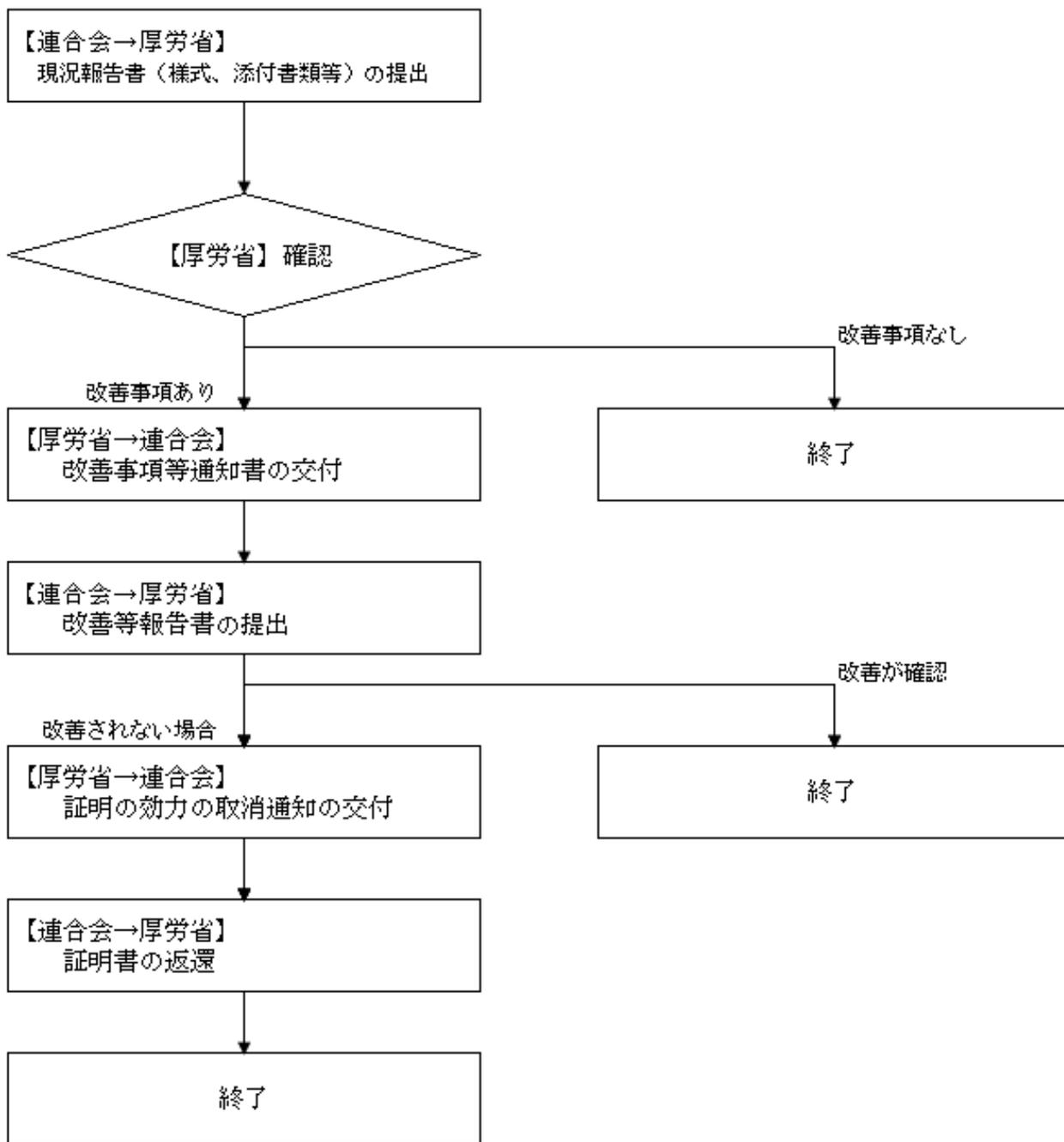
証明の効力を取り消された連合会は、遅滞なく、当該事業に係る証明書を厚生労働大臣に返還すること。

なお、証明の効力を取り消した日の属する事業年度においては、当該事業について厚生労働大臣の証明は行わないものであること。

<取消事由>

- ① 証明に係る申請において、虚偽の申請を行ったことが確認された場合
- ② 現況報告において、虚偽の報告を行ったことが確認された場合
- ③ 正当な理由なく期限までに現況報告を行わない場合
- ④ 正当な理由なく厚生労働省が指定する期限までに改善等報告書を提出しない場合
- ⑤ 改善事項等通知書で通知した改善すべき事項の改善を行わない場合又は改善することができない場合
- ⑥ 改善事項通知書で通知した改善すべき事項について、再三の改善指導にもかかわらず改善が認められない等により、改善が見込まれないと認められる場合

<現況報告フロー>



Ⅲ 告示に定める要件に関する留意事項

第1 事業要件（告示第1号）について

除外対象となる事業には、当該事業の委託者の要件と、事業内容についての要件が定められており、そのいずれについても満たす必要がある。

1 委託者の範囲

- (1) 除外対象となる事業は、令第5条第1項第10号ホ(1)から(4)までに掲げる者(以下「保険者等」という。)の委託を受けて行われる事業に限られる。

なお、申請のあった事業が保険者等の委託を受けて行われるものであることについては、原則として当該事業に係る委託契約書により確認を行うものであること。ただし、当該事業が前年度から引き続き実施されるもの(同一の事業内容のまま契約を更新するものを含む。)である場合であって、既に当該事業に係る委託契約書の提出を受けたものについては、当該年度における当該事業に係る委託契約書の提出を省略させることができるものとする。

法人税法施行令(抄)

第五条(略)

一～九(略)

十 請負業(事務処理の委託を受ける業を含む。)のうち次に掲げるもの以外のもの
イ～ニ(略)

ホ 国民健康保険団体連合会が次に掲げる者の委託を受けて行うもの(法令の規定に基づく委託を受けて行うもの(これに準ずるものを含む。)であることその他の財務省令で定める要件に該当するものに限る。)

(1) 国又は都道府県、市町村(特別区を含む。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条(広域連合の設立)に規定する後期高齢者医療広域連合

(2) 全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団

(3) 社会保険診療報酬支払基金又は独立行政法人環境再生保全機構

(4) 国民健康保険団体連合会をその社員とすることその他の財務省令で定める要件に該当する公益社団法人

- (2) 「国民健康保険団体連合会をその社員とすることその他の財務省令で定める要件に該当する公益社団法人」は、規則第4条の2の2第2項において、「都道府県の区域をその区域とする国民健康保険団体連合会の全てをその社員とすること」とされているが、本要件を満たす法人は、次の右欄に示すとおりである。

令第5条第1項第10号ホ(4)に該当する公益社団法人

公益社団法人国民健康保険中央会(昭和三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)

2 対象事業の範囲

告示第1号イからホまでにおいて、収益事業の対象となる請負業から除外される事業の範囲を定めている。これに該当しないものについては、請負業であっても除外措置の対象にはならない。

なお、申請のあった事業内容がこれらの要件に該当することについては、原則として当該事業に係る委託契約書又は業務仕様書により確認を行うものであること。

法人税法施行規則第4条の2の2第1項に規定する厚生労働大臣の定める要件(抄)

一 次に掲げる事業のいずれかに該当するものであること。

イ	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）その他法令の規定に基づく法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五条第一項第十号ホ(1)から(4)までに掲げる者（以下「保険者等」という。）の委託を受けて行う事業
ロ	保険者等の委託を受けて、保険者等が実施する保健事業等（国民健康保険法第百四条に規定する保健事業等をいう。）につき必要な援助を行う事業
ハ	保険者等の委託を受けて、情報通信の技術の活用による保険者等の業務運営の効率化の推進のために行われる電子計算機その他の情報通信機器の導入を支援する事業
ニ	イからハまでに掲げる事業のほか、保険者等の委託を受けて行う保健、医療及び福祉に関する事業であって次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
	(1) 特定情報通信機器（保健、医療及び福祉に関する事業に利用するために開発された電子計算機その他の情報通信機器をいう。以下同じ。）を用いて行われるものであること。
	(2) 当該事業の委託の対価の額に特定情報通信機器の開発又は維持に要する費用に充てるための金額が含まれていること。
ホ	イからニまでに掲げるもののほか、保険者等の委託を受けて行う保健、医療及び福祉に関する事業であって当該国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行うべき事業として厚生労働大臣が認めたもの

3 告示第1号イについて

- (1) 告示第1号イは、連合会が法令の規定により委託を受けて行う事業を指したものである。具体的には、法令の規定において、当該事業を連合会に委託することができる旨が規定されているものをいい、例えば次のような事業が対象となる。

対象となる事業（例）	法令の規定
国民健康保険法に基づく審査支払業務	国民健康保険法第45条第5項 市町村及び組合は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会・・・に委託することができる。
介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく第三者行為に係る損害賠償金の徴収等の事務	介護保険法第21条第3項 市町村は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を・・・国民健康保険団体連合会・・・に委託することができる。

- (2) また、介護保険法第134条第7項に基づく介護保険料の特別徴収に係る経由事務のように、法令の規定では委託関係が明示的ではない場合であっても、当該規定において事業の実施者が連合会であることが明らかにされており、かつ当該事業の内容が保険者等の業務を請け負うものと解される場合には、本要件に該当する。
- (3) 本要件に該当する事業については、当該事業に係る条文を確認するものとする。
なお、別紙のとおり、令和6年4月1日現在で本要件に該当する事業をとりまとめたので、参考とされたい。

4 告示第1号ロについて

- (1) 告示第1号ロは、「保険者等の委託を受けて、保険者等が実施する保健事業等（国民健康保険法第百四条に規定する保健事業等をいう。）につき必要な援助を行う事業」としているが、その範囲は、保険者等から委託を受けて行う事業であって、国民健康保険法第104条の規定に基づき実施するものを指している。
- (2) 具体的には、特定健康診査及び特定保健指導に係る費用の審査支払業務を想定している。このほか、連合会が保険者等の委託を受けて行う、医師・保健師等の専門職を招いての研修会の実施、コールセンターの設置などの事業についても、本要件に該当するものである。

5 告示第1号ハについて

- (1) 告示第1号ハは、保険者等がシステムの導入等を行う際に、連合会がその機器の設置や導入に係る設定等の支援を行う事業を指す。
- (2) なお、本規定でいう「情報通信の技術の活用による保険者等の業務運営の効率化の推進のために行われる電子計算機その他の情報通信機器」とは、法令等に基づき保険者等が行うべき業務に資するシステム等を指しているものであり、一般的な業務に関するシステムやツールは含まれない。

6 告示第1号ニについて

- (1) 告示第1号ニは、特定情報通信機器（保健、医療及び福祉に関する事業に利用するために開発された電子計算機その他の情報通信機器をいう。以下同じ。）を介して行われる保健、医療及び福祉に関する事業を指している。
- (2) 「保健、医療及び福祉に関する」とは、連合会の本来の目的のために実施する事業全般を指すものとして規定しており、医療保険制度に関する事業、介護保険制度に関する事業、障害者福祉に関する事業（障害児に係るものを含む。）及び保健事業に関する事業を想定している。なお、本要件に該当する事業については、当該事業の手数料等の設定において、特定情報通信機器の開発又は維持に要する費用が含まれている必要がある。
- (3) 特定情報通信機器とは、その定義のとおり保健、医療及び福祉に関する事業に利用するために開発されたものであり、一般事務に用いられるシステム（人事・労務に関するシステムや出納管理のためのシステム等）やメールといったツールについては、これに該当しない。
- (4) 「特定情報通信機器を用いて行われる」とは、当該システムに実装されている当該業務に係る直接的な機能を活用して行う業務のほか、当該システムに集積される情報を活用して行うことをいう。

7 告示第1号ホについて

- (1) 告示第1号ホは、連合会が保険者等から委託を受けて行う事業であって告示第1号イからニまでの類型に当てはまらないものを広く規定したものである。
- (2) 本要件に該当する事業は次のとおりとする。
 - イ 国の発出した通知又は事務連絡等により、保険者等から連合会に委託して実施することとされた事業
 - ロ 保険者等から委託を受けて実施する保健事業
 - ハ 保健、医療及び福祉に関する調査又は研究事業
 - ニ 保健、医療及び福祉に関する給付その他の費用の支払を行う事業
 - ホ 保健、医療及び福祉に関する給付その他の費用の支払に係る審査を行う事業

第2 収入要件（告示第2号から第4号）

告示第2号から第4号までは、除外措置の対象となる事業に係る収入の取扱いを規定している。

1 手数料等の設定方法（告示第2号）

- (1) 告示第2号では、除外措置の対象となる事業に係る委託の対価の額（以下「手数料等」という。）の設定方法を示したものであり、その事業に要する費用の額を超えない範囲で手数料等を設定することとしており、これにより原則として収益が生じないようにしている。
- (2) なお、事業に要する費用には、告示第2号イからホまでに掲げる資産の積み立てに要する費用を含めることができる。
- (3) 本要件を満たすことについては、事業調書（様式2）及び積立計画書（様式3）の内容を確認するとともに、予算書の内容との整合性についても確認を行うものであること。

2 単年度で収益が生じた場合の取扱い（告示第3号）

- (1) 告示第3号は、当該事業に収益が生じた場合の取扱いを規定したものである。告示第2号の規定のとおり、手数料等の設定は当該事業に要する費用の額を超えない額とし、原則として収益が生じないこととしているが、結果として剰余が生じた場合、翌事業年度の当該保険者等からの手数料等を減額することとしたものである。
- (2) なお、剰余金を翌事業年度の当該保険者等からの手数料等を減額するに当たっては、当該剰余金が生じた事業ごとに、その事業の翌年度の手数料から減額することが望ましいが、複数の事業を一体的に行っていること等により事業ごとの手数料調整が困難な場合は、連合会において合理的に区分した事業ごとに調整を行えば足りるものである。

ただし、この場合であっても、同一の特別会計において収支が均衡している状態とすることに留意すること。

- (3) 本要件を満たすことについては、予算書の内容を確認するとともに、Ⅱの第3の現況報告において、剰余処分計画書（様式7）により適正に処分することとされていることを確認するものであること。

3 総会における議決（告示第4号）

第四号は、第二号及び第三号に定める基準については、連合会の主観的な判断や、単なる意思表示に留まるものではなく、総会の議決が必要であることを規定しているものである。本要件を満たすことについては、当該連合会の総会の議事録により確認するものであること。

(別添) 告示第1号イに該当する業務の一覧表 (令和6年4月1日時点)

※本表には、法令上、連合会が委託先として明記されている事業を記載しております。申請に当たっては、実際に委託を受けている事業の内容にあわせて、適宜記載を改変し活用してください。

※特別会計ごとの分類方法は、一例となります。申請に当たっては、実際の経理の状況に基づいて申請書類を作成してください。

※多くの連合会で実施されていると認識している項目は、**太字**としております。

1 診療報酬審査支払特別会計	業務の概要 (例)	根拠法令
審査支払事業 (健康保険法関係)	健康保険組合及び全国健康保険協会からの委託により、健康保険法に基づく療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る審査及び支払を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第76条第5項 健康保険法第85条第9項において準用する同法第76条第5項 健康保険法第85条の2において準用する同法第76条第5項 健康保険法第86条第4項において準用する同法第76条第5項 健康保険法第88条第11項 健康保険法第110条第7項において準用する同法第76条第5項 健康保険法第111条第3項において準用する同法第88条第11項 健康保険法第149条において準用する同法第76条第5項及び第88条第11項
審査支払事業 (船員保険法関係)	全国健康保険協会からの委託により、船員保険法に基づく療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る審査及び支払を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 船員保険法第59条において準用する健康保険法第76条第5項 船員保険法第61条第7項において準用する健康保険法第76条第5項 船員保険法第62条第4項において準用する健康保険法第76条第5項 船員保険法第63条第4項において準用する健康保険法第76条第5項 船員保険法第65条第12項において準用する健康保険法第88条第11項 船員保険法第76条第6項において準用する同法第59条 船員保険法第78条第3項において準用する健康保険法第88条第11項
審査支払事業 (私立学校教職員共済法関係)	日本私立学校振興・共済事業団からの委託により、私立学校教職員共済法に基づく短期給付に係る審査及び支払を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校教職員共済法第47条の3第1項第1号
審査支払事業 (国家公務員共済組合法関係)	国家公務員共済組合からの委託により、国家公務員共済組合法に基づく短期給付に係る審査及び支払を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員共済組合法第114条の2第1項第1号
審査支払事業 (地方公務員等共済組合法関係)	地方公務員等共済組合からの委託により、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付に係る審査及び支払を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員等共済組合法第144条の33第1項第1号
審査支払事業 (国民健康保険法関係)	市町村及び国民健康保険組合からの委託により、国民健康保険法に基づく療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第85条の3第1項
公費負担医療審査支払事業 (原爆、石綿、特定B型肝炎ウイルス感染者医療以外)	<p>次に掲げるものからの委託により、それぞれ次の各根拠法に基づく費用の審査及び支払を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 国：戦傷病者特別援護法、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 都道府県：児童福祉法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律 市町村：母子保健法、児童福祉法、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律 	<ul style="list-style-type: none"> 戦傷病者特別援護法第15条第4項 戦傷病者特別援護法第20条第3項で準用する同法第15条第4項 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第84条第4項 児童福祉法第19条の20第4項 児童福祉法第21条の2において準用する同法第19条の20第4項 児童福祉法第21条の5の30において準用する同法第19条の20第4項 児童福祉法第24条の21において準用する同法第19条の20第4項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条第5項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項において準用する第40条第5項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の3第2項において準用する第40条第5項 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律第73条第4項 母子保健法第20条 難病の患者に対する医療等に関する法律第25条第4項
公費負担医療審査支払事業 (原爆)	国からの委託により、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく費用の審査及び支払を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第15条第4項 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第20条2項
公費負担医療審査支払事業 (石綿)	独立行政法人環境再生保全機構からの委託により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく費用の審査及び支払を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 石綿による健康被害の救済に関する法律第14条第2項
公費負担医療審査支払事業 (特定B型肝炎ウイルス感染者医療)	社会保険診療報酬審査支払基金からの委託により、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づく費用の審査及び支払を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第17条第2項
出産育児一時金等支払事業 (健康保険法関係)	健康保険組合及び全国健康保険協会からの委託により、健康保険法に基づく療養費、出産育児一時金、家族出産育児一時金並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第205条の4第1号
出産育児一時金等支払事業 (船員保険法関係)	全国健康保険協会からの委託により、船員保険法に基づく療養費、出産育児一時金、家族出産育児一時金並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 船員保険法第153条の10第1号
出産育児一時金等支払事業 (私立学校教職員共済法関係)	日本私立学校振興・共済事業団からの委託により、私立学校教職員共済法に基づく療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費及び家族出産費の支給を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校教職員共済法第47条の3第1項第1号
出産育児一時金等支払事業 (国家公務員共済組合法関係)	国家公務員共済組合からの委託により、国家公務員共済組合法に基づく療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費及び家族出産費の支給を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員共済組合法第114条の2第1号

出産育児一時金等支払事業（地方公務員等共済組合法関係）	地方公務員等共済組合からの委託により、地方公務員等共済組合法に基づく療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費及び家族出産費の支給を行う事業	・地方公務員等共済組合法第44条の33第1号
出産育児一時金等支払事業（国民健康保険法関係）	市町村及び国民健康保険組合からの委託により、国民健康保険法に基づく出産育児一時金の支給、葬祭費の支給及び葬祭の給付並びに傷病手当金の支給に係る支払を行う事業	・国民健康保険法第85条の3第2項第1号
第三者行為求償関係事業（国民健康保険）	国民健康保険の保険者からの委託により、国民健康保険における第三者行為に係る損害賠償金の徴収業務を行う事業	・国民健康保険法第85条の3第2項第2号
診療報酬に係る調査事業	厚生労働大臣からの委託により、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院に対する調査を行う事業	・健康保険法第150条の9
匿名医療保険等関連情報の利用・提供事業	厚生労働大臣からの委託により、国民保健の向上のための匿名医療保険等関連情報の利用又は提供を行う事業	・健康保険法第150条の9
感染症関連情報に係る調査研究事業	厚生労働大臣からの委託により、患者に対する良質かつ適切な医療の確保のための感染症関連情報について調査及び研究を行う事業	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第56条の48
匿名感染症関連情報の利用又・提供事業	厚生労働大臣からの委託により、国民保健の向上のための匿名感染症関連情報の利用又は提供を行う事業	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第56条の48
情報収集・提供業務	都道府県、市町村、国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合から委託を受け、情報提供NWSを活用し、保険給付等に関する情報の収集及び提供を行う実施する事務（オンライン資格確認を含む）を行う事業	・健康保険法第205条の4第2号及び第3号 ・船員保険法第153条の10第2号及び第3号 ・私立学校教職員共済法第47条の3第2号及び第3号 ・国家公務員共済組合法第114条の2第2号及び第3号 ・国民健康保険法第113条の3 ・地方公務員等共済組合法第44条の33第2号及び第3号
流行初期医療確保措置関係事業	都道府県及び社会保険診療報酬審査支払基金からの委託により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく流行初期医療確保措置に関する事務を行う事業	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の9第2項 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の23第3項 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の25第2項
2 介護保険事業関係業務特別会計	業務の概要（例）	根拠法令
審査支払事業（指定居宅サービス費等）	市町村からの委託により、介護保険法に基づく居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予防サービス費の請求に関する審査及び支払を行う事業	・介護保険法第176条第1項第1号
審査支払事業（第一号事業支給費及び介護予防・日常生活支援総合事業）	市町村からの委託により、介護保険法に基づく第一号事業支給費及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の請求に関する審査及び支払を行う事業	・介護保険法第176条第1項第2号 ・介護保険法第176条第2項第3号
公費負担医療審査支払事業（原爆、石綿以外）	次に掲げるものからの委託により、それぞれ次の各根拠法に基づく費用の審査及び支払を行う事業 ・国：生活保護法 ・都道府県：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律 ・市町村：障害者の日常生活を総合的に支援するための法律	・生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第53条第4項 ・生活保護法第54条の2第6項において準用する同法第53条第4項 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条第5項 ・障害者の日常生活を総合的に支援するための法律第73条第4項 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第25条第4項
公費負担医療審査支払事業（原爆）	国からの委託により、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく費用の審査及び支払を行う事業	・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第20条2項
公費負担医療審査支払事業（石綿）	独立行政法人環境再生保全機構からの委託により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく費用の審査及び支払を行う事業	・石綿による健康被害の救済に関する法律第14条第2項
介護保険計画作成に係る調査・分析事業	厚生労働大臣からの委託により、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するための調査・分析を行う事業。	・介護保険法第118条の10
医療保険納付対象額等通知事業	市町村からの委託により、社会保険診療報酬審査支払基金に対し、介護保険法に基づく医療保険納付対象額等を通知する事業	・介護保険法第159条第2項
第三者行為求償関係事業（介護保険）	市町村からの委託により、介護保険における第三者行為に係る損害賠償金の徴収業務を行う事業	・介護保険法第21条第3項 ・介護保険法第176条第2項第1号
特別徴収経由事務関係事業	市町村からの委託により、市町村と特別徴収義務者の間における国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料（税）の特別徴収に係る情報の経由を行う事業	・介護保険法第134条 ・介護保険法第136条 ・介護保険法第138条 ・国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第134条、第136条及び第138条 ・高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第134条、第136条及び第138条

3 障害者総合支援法関係業務等特別会計	業務の概要	根拠法令
審査支払事業（障害児通所給付費）	市町村からの委託により、児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の審査及び支払を行う事業	・児童福祉法第56条の5の2
審査支払事業（障害児入所給付費）	都道府県からの委託により、児童福祉法に基づく障害児入所給付費の審査及び支払を行う事業	・児童福祉法第56条の5の2
審査支払事業（障害児相談支援給付費）	市町村からの委託により、障害児相談支援給付費の審査及び支払を行う事業	・児童福祉法第56条の5の2
審査支払事業（介護給付費等）	市町村からの委託により、障害者の日常生活を総合的に支援する法律に基づく介護給付費等の審査及び支払を行う事業	・障害者の日常生活を総合的に支援するための法律第96条の2
審査支払事業（地域相談支援事業給付費）	市町村からの委託により、障害者の日常生活を総合的に支援する法律に基づく地域相談支援事業給付費の審査及び支払を行う事業	・障害者の日常生活を総合的に支援するための法律第96条の2
審査支払事業（計画相談支援事業給付費）	市町村からの委託により、障害者の日常生活を総合的に支援する法律に基づく計画相談支援事業給付費の審査及び支払を行う事業	・障害者の日常生活を総合的に支援するための法律第96条の2
障害児福祉画作成に係る調査・分析事業	内閣総理大臣からの委託により、市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害児の福祉の増進に資するための調査・分析を行う事業。	・児童福祉法第33条の23の3
障害福祉計画作成に係る調査・分析事業	主務大臣からの委託により、市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害者等の福祉の増進に資するための調査・分析を行う事業。	・障害者の日常生活を総合的に支援するための法律第89条の2の3
4 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計	業務の概要	根拠法令
該当無し		
5 後期高齢者医療事業関係業務特別会計	業務の概要	根拠法令
審査支払事業（後期高齢者医療）	後期高齢者医療広域連合からの委託により、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払を行う事業	・高齢者の医療の確保に関する法律第70条第4項、第155条第1項
公費負担医療審査支払事業（原爆、石綿、特定B型肝炎ウイルス感染者医療以外）	次に掲げるものからの委託により、それぞれ次の各根拠法に基づく費用の審査及び支払を行う事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国：戦傷病者特別援護法、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 ・都道府県：児童福祉法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律 ・市町村：母子保健法、児童福祉法、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦傷病者特別援護法第15条第4項 ・戦傷病者特別援護法第20条第3項で準用する同法第15条第4項 ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第84条第4項 ・児童福祉法第19条の20第4項 ・児童福祉法第21条の2において準用する同法第19条の20第4項 ・児童福祉法第21条の5の30において準用する同法第19条の20第4項 ・児童福祉法第24条の21において準用する同法第19条の20第4項 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条第5項 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項で準用する第40条第5項 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の3第2項で準用する第40条第5項 ・障害者の日常生活を総合的に支援するための法律第73条第4項 ・母子保健法第20条 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第25条第4項
公費負担医療審査支払事業（原爆）	国からの委託により、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく費用の審査及び支払を行う事業	・石綿による健康被害の救済に関する法律第14条第2項
公費負担医療審査支払事業（石綿）	独立行政法人環境再生保全機構からの委託により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく費用の審査及び支払を行う事業	・特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第17条第2項
公費負担医療審査支払事業（特定B型肝炎ウイルス感染者医療）	社会保険診療報酬審査支払基金からの委託により、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づく費用の審査及び支払を行う事業	・特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第17条
第三者行為求償関係事業（後期高齢者医療）	後期高齢者医療広域連合からの委託により、後期高齢者医療における第三者行為に係る損害賠償金の徴収業務を行う事業	・高齢者の医療の確保に関する法律第155条第2項第1号
医療費適正化計画の作成に係る調査及び分析事業	厚生労働大臣からの委託により、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するための調査・分析を行う事業	・高齢者の医療の確保に関する法律第17条
匿名医療保険等関連情報の利用・提供事業	厚生労働大臣からの委託により、国民保健の向上のための匿名医療保険等関連情報の利用又は提供を行う事業	・高齢者の医療の確保に関する法律第17条
保険納付対象額等通知事業	後期高齢者医療広域連合からの委託により、社会保険診療報酬審査支払基金に対し、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する保険納付対象額等を通知する事業	・高齢者の医療の確保に関する法律第123条
情報収集・提供業務	後期高齢者医療広域連合から委託を受け、情報提供NWSを活用し、保険給付等に関する情報の収集及び提供を行う実施する事務（オンライン資格確認を含む）を行う事業	・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2
流行初期医療確保措置関係事業	都道府県及び社会保険診療報酬審査支払基金からの委託により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく流行初期医療確保措置に関する事務を行う事業	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の9、第36条の23、第36条の25

(様式1)

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇殿

〇〇県国民健康保険団体連合会

理 事 長 〇〇 〇〇

証明申請書

次の事業について、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第四条の二の二第一項の要件に該当することにつき貴殿の証明を求めます。

記

- 対象事業
様式2のとおり

作成要領

- ・ 積立計画書は、告示第2号に規定する積立資産を保有する会計ごとに作成すること。
- ・ 「変更の有無」の欄は、前回提出した積立計画書の内容から変更がある場合は「有」、始めて提出する場合又は前回提出した積立計画書の内容から変更がない場合は「無」とすること。
- ・ 「積立の理由」の欄は、積立を行う目的を簡潔に記載すること。
- ・ 「計画期間」の欄は、積立計画の期間を記載すること。なお、期間は5年を標準とするが、積立の目的等と照らし合わせ、任意に設定ができるものであること。
- ・ 「積立の目標額及びその根拠」の欄には、計画期間をとおして積み立てたい目標額を記載するとともに、その目標額の算出に当たっての根拠を簡潔に記載すること。
- ・ 「運用計画」の「前年度末保有残高」、「積立見込額」及び「取崩見込額」の各欄には、各年度ごとの見込み額を記載すること。なお、計画期間が5年に満たない場合は、計画期間分だけ記載すること。
また、「各年度の積立額の考え方」の欄には、積立額の積算方法や考え方を記載すること。
- ・ 「変更理由」の欄は、「変更の有無」が「有」の場合に、変更を行った理由を簡潔に記載すること。
- ・ 「実績報告」の欄は、実績報告を行う際に記載することとし、実績報告を行う事業年度の見込み額と実績額をそれぞれ記載すること。また、見込みと実績に大きな乖離がある場合は、「差額の発生要因」に、その理由を記載すること。
- ・ 減価償却引当資産（告示第2号ハ関係）に係る「当期減価償却費」には、当期正味財産増減計算書の「減価償却費」の額を記入すること。「前期末電算処理システム減価償却累積額」には、当期末に保有する電算処理システムの前期末時点の減価償却累計額を記入すること。「前期末電算処理システム積立残高」には、電算処理システムに係る減価償却引当資産の前期末時点の積立残高を記入すること。

(様式3) 積立計画書 (診療報酬審査支払特別会計)

財政調整基金積立資産 (告示第2号イ関係)							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画		事業年度							
		令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額		この欄は現況報告の際に記入すること。		
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)			0			
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)			0			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)			0			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0		0			
	差額の発生要因								

減価償却引当資産（告示第2号ハ関係）					変更 有無				
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画		事業年度							
		令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0			
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額	当期減価償却費			
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)		0				
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)		0	前期末電算処理シ ステム減価償却累積額			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)		0	前期末電算処理シ ステム積立残高			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0	0				
	差額の発生要因					当期積立上限額			
					0				

電算処理システム導入作業経費積立資産（告示第2号ニ関係）							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画		事業年度							
		令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額		この欄は現況報告の際に記入すること。		
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)					0	
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)					0	
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)					0	
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0				0	
	差額の発生要因								

ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産（告示第2号ホ関係）				変更 有無					
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画		事業年度							
		令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0			
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額	この欄は現況報告の際に記入すること。			
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)		0				
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)		0				
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)		0				
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0	0				
	差額の発生要因								

(様式3) 積立計画書 (介護保険事業関係業務特別会計)

財政調整基金積立資産 (告示第2号イ関係)							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画		事業年度							
		令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額		この欄は現況報告の際に記入すること。		
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)			0			
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)			0			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)			0			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0		0			
	差額の発生要因								

減価償却引当資産（告示第2号ハ関係）							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画	事業年度								
		令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額	当期減価償却費			
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)		0				
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)		0	前期末電算処理シ ステム減価償却累積額			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)		0	前期末電算処理シ ステム積立残高			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0	0				
	差額の発生要因						当期積立上限額		0

電算処理システム導入作業経費積立資産（告示第2号ニ関係）							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画	事業年度								
		令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額		この欄は現況報告の際に記入すること。		
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)			0			
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)			0			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)			0			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0		0			
	差額の発生要因								

ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産（告示第2号ホ関係）							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画	事業年度								
		令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額		この欄は現況報告の際に記入すること。		
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)			0			
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)			0			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)			0			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0		0			
	差額の発生要因								

(様式3) 積立計画書 (障害者総合支援法関係業務等特別会計)

財政調整基金積立資産 (告示第2号イ関係)							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画		事業年度							
		令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額		この欄は現況報告の際に記入すること。		
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)			0			
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)			0			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)			0			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0		0			
	差額の発生要因								

減価償却引当資産（告示第2号ハ関係）							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画	事業年度								
		令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額	当期減価償却費			
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)		0				
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)		0	前期末電算処理シ ステム減価償却累積額			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)		0	前期末電算処理シ ステム積立残高			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0	0				
	差額の発生要因						当期積立上限額		0

電算処理システム導入作業経費積立資産（告示第2号ニ関係）							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画	事業年度								
		令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額		この欄は現況報告の際に記入すること。		
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)			0			
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)			0			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)			0			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0		0			
	差額の発生要因								

ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産（告示第2号ホ関係）							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画	事業年度								
		令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額		この欄は現況報告の際に記入すること。		
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)			0			
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)			0			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)			0			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0		0			
	差額の発生要因								

(様式3) 積立計画書 (特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計)

財政調整基金積立資産 (告示第2号イ関係)							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画		事業年度							
		令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額		この欄は現況報告の際に記入すること。		
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)			0			
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)			0			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)			0			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0		0			
	差額の発生要因								

減価償却引当資産（告示第2号ハ関係）							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画	事業年度								
		令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額	当期減価償却費			
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)		0				
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)		0	前期末電算処理シ ステム減価償却累積額			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)		0	前期末電算処理シ ステム積立残高			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0	0				
	差額の発生要因						当期積立上限額		0

電算処理システム導入作業経費積立資産（告示第2号ニ関係）							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画		事業年度							
		令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
	各年度の積立額の考え方								
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額		この欄は現況報告の際に記入すること。		
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)			0			
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)			0			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)			0			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0		0			
	差額の発生要因								

ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産（告示第2号ホ関係）							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画	事業年度								
		令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額		この欄は現況報告の際に記入すること。		
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)			0			
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)			0			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)			0			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0		0			
	差額の発生要因								

(様式3) 積立計画書 (後期高齢者医療事業関係業務特別会計)

財政調整基金積立資産 (告示第2号イ関係)							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画		事業年度							
		令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額		この欄は現況報告の際に記入すること。		
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)			0			
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)			0			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)			0			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0		0			
	差額の発生要因								

減価償却引当資産（告示第2号ハ関係）							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画	事業年度								
		令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額	当期減価償却費			
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)		0				
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)		0	前期末電算処理シ ステム減価償却累積額			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)		0	前期末電算処理シ ステム積立残高			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0	0				
	差額の発生要因						当期積立上限額		0

電算処理システム導入作業経費積立資産（告示第2号ニ関係）							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画	事業年度								
		令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額		この欄は現況報告の際に記入すること。		
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)			0			
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)			0			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)			0			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0		0			
	差額の発生要因								

ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産（告示第2号ホ関係）							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画	事業年度								
		令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0	0	
各年度の積立額の考え方									
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額		この欄は現況報告の際に記入すること。		
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)			0			
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)			0			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)			0			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0		0			
	差額の発生要因								

(様式3) 積立計画書 (その他会計)

退職給付引当資産 (告示第2号口関係)							変更 有無		
計画 の 概要	積立の理由								
	計画期間	令和		年	から	令和		年	まで
	積立の目標額 及びその根拠								
運用 計画		事業年度							
		令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度			
	前年度末保有残高 (円)								
	積立見込額 (円)								
	取崩見込額 (円)								
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	0	0	0	0	0		
	各年度の積立額の考え方								
変更 理由									
直近 の 実績	見込額		実績額		差額		この欄は現況報告の際に記入すること。		
	前年度末保有残高 (円)		前年度末保有残高 (円)			0			
	積立見込額 (円)		積立実績額 (円)			0			
	取崩見込額 (円)		取崩見込額 (円)			0			
	当年度末 保有見込残高 (円)	0	当年度末 保有残高 (円)	0		0			
	差額の発生要因								

(様式4)

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇国民健康保険団体連合会 理事長 殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇

法人税法施行規則第四条の二の二第一項の証明

次に掲げる貴会の事業については、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第四条の二の二第一項に規定する厚生労働大臣の定める要件に該当することを証明します。

記

- 対象事業
〇〇事業
- 有効期間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

(様式5)

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇殿

〇〇県国民健康保険団体連合会

理 事 長 〇〇 〇〇

法人税法施行規則第四条の二の二第一項に基づく厚生労働大臣の証明に係る変更について

令和〇年〇月〇日付け第〇号により証明を受けた事業について、次のとおり事業の内容に変更が生じたので、届け出ます。

記

- 1 届出事業
〇〇事業
- 2 届出事由
〇〇のため
- 3 届出事由の発生日
令和〇年〇月〇日

(様式6)

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇殿

〇〇県国民健康保険団体連合会
理 事 長 〇〇 〇〇

法人税法施行規則第四条の二の二第一項に基づく厚生労働大臣の証明に係る報告について

令和〇年〇月〇日付け第〇号により証明を受けた事業について、次のとおり令和〇年度決算及び令和〇年度予算の状況を報告します。

記

- 1 報告事業
別紙のとおり
- 2 提出書類
別添のとおり

(様式6別紙)

報告事業一覧
(令和○年度決算及び令和○年度予算)

1 診療報酬審査支払特別会計

	事業の名称
1	
2	
3	
4	
5	

2 介護保険事業関係業務特別会計

	事業の名称
1	
2	
3	
4	
5	

3 障害者総合支援法関係業務等特別会計

	事業の名称
1	
2	
3	
4	
5	

4 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計

	事業の名称
1	
2	
3	
4	
5	

5 後期高齢者医療事業関係業務特別会計

	事業の名称
1	
2	
3	
4	
5	

6 ○○特別会計

	事業の名称
1	
2	
3	
4	
5	

(様式7)

令和〇〇年度の剰余処分計画書

下記の事業における剰余金については、翌年度の各々の事業の手数料等収入に繰り入れ、その額の相当額を保険者等から徴収する手数料等の額から控除するものとする。(様式7別紙を参照)

記

1. 診療報酬審査支払特別会計

剰余金 〇〇〇,〇〇〇円

2. 介護保険事業関係業務特別会計

剰余金 〇〇〇,〇〇〇円

3. 障害者総合支援法関係業務等特別会計

剰余金 〇〇〇,〇〇〇円

4. 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計

剰余金 〇〇〇,〇〇〇円

5. 後期高齢者医療事業関係業務特別会計

剰余金 〇〇〇,〇〇〇円

上記事項については、令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の総会において、承認されたことを報告します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇国民健康保険団体連合会

理事長 〇〇〇 〇〇〇

(様式7別紙)

令和〇〇年度の剰余処分計画書に基づく手数料等の減額について

以下のとおり、各会計における手数料等を剰余処分計画書に基づき、減額します。

1. 診療報酬審査支払特別会計 剰余金 〇〇〇, 〇〇〇円

令和〇〇年度剰余額 ÷ 令和〇〇年度取扱件数 = 1件あたり剰余額 (a)

<保険者別手数料等減額内訳一覧>

事業名	保険者名	取扱件数 (b)	減額額 <a×b>

2. 介護保険事業関係業務特別会計 剰余金 〇〇〇, 〇〇〇円

令和〇〇年度剰余額 ÷ 令和〇〇年度取扱件数 = 1件あたり剰余額 (a)

<保険者別手数料等減額内訳一覧>

事業名	保険者名	取扱件数 (b)	減額額 <a×b>

3. 障害者総合支援法関係業務等特別会計 剰余金 〇〇〇, 〇〇〇円

令和〇〇年度剰余額 ÷ 令和〇〇年度取扱件数 = 1件あたり剰余額 (a)

<保険者別手数料等減額内訳一覧>

事業名	保険者名	取扱件数 (b)	減額額 <a×b>

4. 特定健康診査・特定保健指導等関係事業特別会計 剰余金 〇〇〇, 〇〇〇円

令和〇〇年度剰余額 ÷ 令和〇〇年度取扱件数 = 1件あたり剰余額 (a)

<保険者別手数料等減額内訳一覧>

事業名	保険者名	取扱件数 (b)	減額額 <a×b>

5. 後期高齢者医療事業関係業務特別会計 剰余金 ○○○, ○○○円

令和○○年度剰余額 ÷ 令和○○年度取扱件数 = 1件あたり剰余額 (a)

< 保険者別手数料等減額内訳一覧 >

事業名	保険者名	取扱件数 (b)	減額額 <a×b>

6. ○○特別会計 剰余金 ○○○, ○○○円

令和○○年度剰余額 ÷ 令和○○年度取扱件数 = 1件あたり剰余額 (a)

< 保険者別手数料等減額内訳一覧 >

事業名	保険者名	取扱件数 (b)	減額額 <a×b>

< 留意事項 >

- ・ 減額額の計算方法については、事業の性質に応じ、合理的な方法により保険者ごとの減額額を算出すること。
- ・ 厚生労働大臣の証明を受けた事業が複数ある場合には、適宜項目を追加して、剰余金が生じた全ての事業を記載すること。
- ・ 1～5以外の特別会計の事業について報告を行う場合は、適宜、当該特別会計に係る表を追加すること。

(様式7別紙2)

剰余金確認のための収入・支出の明細書
令和〇年度決算

1 (総括表 ・ 〇〇〇〇特別会計)

I 事業活動収支の部

(単位：円)

	金額
事業活動収入計	
事業活動支出計	
事業活動収支差額	0

II 投資活動収支の部

投資活動収入計	
投資活動支出計	
投資活動収支差額	0

III 財務活動収支の部

財務活動収入計	0
財務活動支出計	0
財務活動収支差額	0

当期収支差額 (A)	0
------------	---

2 収入・支出の調整表

(単位：円)

内 容	金 額
調整 1 (収入から除くもの)	
① 国庫補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受けたもの	
② 都道府県補助金収入（市町村等保険者からの受入金（原資は補助金）を含む。）のうち、固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受けたもの	
③ 他会計からの繰入金収入	
④ 財政調整基金積立資産取崩収入、電算処理システム導入作業経費積立資産取崩収入及び ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産取崩収入のうち、固定資産の取得又は改良に充てるために取り崩したもの	
⑤ 投資活動収入のうち、減価償却引当資産取崩収入	
⑥ 財務活動収入	
収入から除くもの 計 (B)	0
調整 2 (支出から除くもの)	
① 事業活動支出のうち、交際費	
② 事業活動支出のうち、他会計への繰入金支出	
③ 固定資産取得支出のうち、減価償却資産取得支出	
④ 投資有価証券取得支出	
⑤ 財務活動支出	
支出から除くもの 計 (C)	0
調整 3 (収入に加えるもの) ※総括表のみ記入	
① 一般会計又は退職金特別会計に計上されている退職給付引当資産取崩収入のうち、証明特別会計に係るもの	
収入に加えるもの 計 (D)	0
調整 4 (支出に加えるもの その1)	
① 投資有価証券取得価格（当期に売却収入がある場合のみ）	
② 固定資産売却・除却損（正味財産増減計算書から転記）	
支出に加えるもの その1 計 (E)	0
調整 5 (支出に加えるもの その2) ※総括表のみ記入	
① 一般会計に計上されている共通経費のうち、証明特別会計に係るもの	
② 一般会計又は退職金特別会計に計上されている退職給付引当資産取得支出のうち、証明特別会計に係るもの	
支出に加えるもの その2 計 (F)	0
調整後の当期収支差額 (A - B + C + D - E - F)	0

(様式7別紙2附表)

共通経費積算内訳表

(金額:円)

	共通経費の 配分方法	一般会計に計上 されている 共通経費(A)	証明特別会計 に係るもの(B)
地代			
家賃			
建物減価償却費			
建物保険料			
管理費			
福利厚生費			
消耗品費			
給料			
賞与			
賃金			
退職金			
役員報酬			
備品減価償却費			
コンピュータ、事務機器等の リース代			
合計		0	0

※1 一般会計と証明特別会計の配分については、次の例により算出してください。

(例)

家賃(建物面積比).....20,000円

一般会計:証明特別会計 = 4:6の場合、8,000円と12,000円に配分

福利厚生費(職員数比).....10,000円

一般会計:証明特別会計 = 2:8の場合、2,000円と8,000円に配分

備品減価償却費(使用割合)・・5,000円

一般会計:証明特別会計 = 5:5の場合、2,500円と2,500円に配分

※2 共通経費の配分方法は、例示の配分基準に沿って行ってください。

【例示】

配分基準	適用される共通費用
建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料、管理費等
職員数比	福利厚生費、事務費消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、役員報酬
使用割合	備品減価償却費、コンピュータ、事務機器等のリース代

※3 退職金については、一般会計だけでなく、退職金特別会計に計上されている額も加えて記入してください。

剰余金確認のための収入・支出の明細書 記入要領

I 剰余金確認のための収入・支出の明細書作成の趣旨

剰余金確認のための収入・支出の明細書（以下「本明細書」といいます。）は、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が作成した収支計算書の金額を基に、「法人税法施行規則第四条の二の二第一項に規定する厚生労働大臣の定める要件」（令和6年厚生労働省告示第183号。以下「告示」という。）第3号の規定に基づき、翌年度の手数料等から減額すべき剰余金の額を確認するものです。

II 記入における留意事項

本明細書は、証明特別会計（法人税法施行規則第4条の2の2第1項の厚生労働大臣の証明を受けた事業を行う特別会計をいう。以下同じ。）ごとに作成するとともに、証明特別会計ごとの金額を集計した総括表を作成してください。（「総括表」「〇〇〇〇特別会計」どちらかに「〇」を付けてください。）

1 事業活動収支の部～財務活動収支の部の欄について

1枚目の「I 事業活動収支の部」から「III 財務活動収支の部」の欄には、連合会が作成した収支計算書の金額をそのまま転記してください。

2 収入・支出の調整表

(1) 調整1（収入から除くもの）欄について

- ① 国庫補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受けたもの
補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受ける又は交付を受けた金額を記入しますが、補助金交付申請書又は補助金実績報告書に記載した金額を記入してください。
- ② 都道府県補助金収入（市町村等保険者からの受入金（原資は補助金）含む。）のうち、固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受けたもの
上記①と同様に記入してください。
- ③ 他会計からの繰入金収入
事業活動収入のうち、他会計から繰入した全額を記入してください。
- ④ 財政調整基金積立資産取崩収入、電算処理システム導入作業経費積立資産取崩収入及び ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産取崩収入のうち、固定資産の取得又は改良に充てるために取り崩したものの
積立資産（財政調整基金積立資産、電算処理システム導入作業経費積立資産及び ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産）取崩収入のうち、固定資産の取得又は改良に充てるために取り崩した金額を記入してください。
- ⑤ 減価償却引当資産取崩収入
投資活動収入のうち、減価償却引当資産取崩収入額を記入してください。
- ⑥ 財務活動収入
財務活動収入全額を記入してください。

(2) 調整2（支出から除くもの）欄について

- ① 事業活動支出のうち、交際費等
使用している科目名の如何に関わらず、実際の交際費等を集計し記入してください。
税務上の交際費等とは、交際費、接待費、機密費などの費用で、法人がその取引先等、事業に関係のある者などに対する接待、供応、慰安、贈答などのために支出したものです。ただし、1

人当たり 5,000 円以下の飲食費は、交際費等から除かれます。

また、「飲食費」とは、飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員、従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出されるものは除かれます。）をいいます。なお、詳細については、顧問税理士等にご照会ください。

② **事業活動支出のうち、他会計への繰入金支出**

事業活動支出のうち、他会計へ繰入した全額を記入してください。

③ **固定資産取得支出のうち、減価償却資産取得支出**

投資活動支出のうち、減価償却の対象となる資産を購入した年度で費用処理している場合、その費用額を記入してください。

④ **投資有価証券取得支出**

投資活動支出のうち、投資有価証券取得支出を記入してください。

⑤ **財務活動支出**

財務活動支出全額を記入してください。

(3) **調整 3 (収入に加えるもの) 欄について**

① **一般会計又は退職金特別会計に計上されている退職給付引当資産取崩収入のうち、証明特別会計に係るもの**

一般会計又は退職金特別会計に計上されている退職給付引当資産取崩収入のうち、証明特別会計に係るものを記入してください。

(4) **調整 4 (支出に加えるもの その1) 欄について**

① **投資有価証券取得価格 (当期に売却収入がある場合のみ)**

当期に投資有価証券売却収入がある場合には、当該投資有価証券の取得価格を記入してください。

② **固定資産売却・除却損 (正味財産増減計算書から転記)**

固定資産を売却又は除却した際に、「売却損」又は「除却損」となる場合には、正味財産増減計算書から転記してください。

(5) **調整 5 (支出に加えるもの その2) 欄について**

① **一般会計に計上されている共通経費のうち、証明特別会計に係るもの**

附表 1 「共通経費積算内訳表」(B) の合計額を記入してください。

なお、「退職金」については、一般会計だけでなく、退職金特別会計に計上されている額も加えて記入してください。

② **一般会計又は退職金特別会計に計上されている退職給付引当資産取得支出のうち、証明特別会計に係るもの**

退職金の支出に充てるための準備金のうち、証明特別会計分として、当該年度において費用計上する金額を記入してください。

(様式8)

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇国民健康保険団体連合会 理事長 殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇

改善事項等通知書

令和〇年〇月〇日付け〇号により報告のあった事業について、次のとおり改善等が必要な事項が認められましたので、令和〇年〇月〇日までに、改善状況等を報告願います。

記

- 改善等を要する事業及び改善事項等の内容
 - 〇〇事業
 - 事業

(様式9)

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇殿

〇〇県国民健康保険団体連合会

理 事 長 〇〇 〇〇

改善等報告書

令和〇年〇月〇日付け第〇号により改善が必要と認められた事項について、次のとおり報告します。

記

- 改善を行った事業及び改善等の内容
 - 〇〇事業
 - 事業

(様式10)

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇国民健康保険団体連合会 理事長 殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇

法人税法施行規則第四条の二の二第一項の証明の取消について

次に掲げる貴会の事業については、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第四条の二の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当しないことが確認されたので、令和〇年〇月〇日付け第〇号による証明の効力を取り消します。

記

- 1 対象事業
〇〇事業
- 2 取消の理由
〇〇
- 3 取消の理由が確認された日
令和〇年〇月〇日
- 4 証明の効力の取消期間
令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日